

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成 24 年度末までの 2 年間延長する。</p> <p>[共同利用施設]</p> <p>① 共同冷凍庫、② 共同配送用保冷車両、③ 共同特殊品処理工場、④ 共同購入資材配送車両、⑤ 共同特殊品保管庫、⑥ 研修施設、⑦ 研究施設、⑧ 移動研修車、⑨ 共同スポーツ施設、⑩ 共同調理炊飯施設 等</p> <p>法人（租税特別措置法第 44 条の 4） 連結法人（租税特別措置法第 68 条の 24）</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－百万円 （－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。

生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針（振興指針）に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業（振興事業）に関する計画（振興計画）を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。

(2) 施策の必要性

規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実施等を強力に推進する必要があるが、現在の生活衛生関係営業の業況判断DI（▲34.6＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期）は低調である。

また、好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せているが、財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にある。引き続き本制度を措置することが、零細な事業者の設備投資（共同利用施設取得）に係る負担を軽減することとなり、生活衛生関係営業者の経営の基盤が強化されることが期待できる。

しかしながら、生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる

さらに資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。

また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策中目標1 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		政策の達成目標	生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じた経営基盤の強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
		同上の期間中の達成目標	生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じて経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。
		政策目標の達成状況	共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があり、既存施設の老朽化に伴う建て替えや新設の需要は底堅いことから、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 241.4百万円(特別償却設備取得額) ※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として1,400億円(H22)を確保するとともに、貸付制度の充実を図る。

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>生活衛生関係営業を営む者に対して株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により共同利用施設の取得を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。</p>												
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していくためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(対象施設数) (特別償却対象設備取得額) (特別償却実施額)</p> <table border="1"> <tr> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	19年度	0	—	—	20年度	0	—	—	21年度	0	—	—
	19年度	0	—	—											
	20年度	0	—	—											
	21年度	0	—	—											
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があり、既存施設の老朽化・陳腐化に伴う更新投資や新設の需要は底堅いことから、今後は各業種においては支出余力に伴い、共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p>													
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じて経営基盤の強化を図る。 ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。</p>													
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>生活衛生同業組合等においては、共同利用施設の設備投資が図られているが、多くの組合の財政基盤が脆弱であることもあり、十分な状況とはいえない。 また、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資機会が損なわれている。</p>													
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成21年度)</p>													